

## ○土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）（抄）

### ・地下水基準

（三十メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等）

**第七条** 調査実施者は、第四条第三項（同項第二号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が別表第一の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「地下水基準」という。）に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壤ガス調査を行うものとする。

2～3 （略）

**別表第 1**（第 7 条第 1 項関係）

特定有害物質の種類	地下水基準
(略)	(略)
一・一・一 ジクロロエチレン	一リットルにつき 0・02 ミリグラム以下であること
(略)	(略)

### ・第二溶出量基準

（試料採取等の結果の評価）

**第九条** 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、前条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った試料採取等区画（同号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであった場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- 一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準

二 別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき 第二溶出量基準

2 (略)

別表第2（第9条第1項第2号関係）

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
(略)	(略)
一・一・一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき0・2ミリグラム以下であること
(略)	(略)

・溶出量基準

（区域の指定に係る基準）

第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 (略)

別表第3（第31条第1項関係）

特定有害物質の種類	要件
(略)	(略)
一・一・一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき0・02ミリグラム以下であること
(略)	(略)